

関西誠鏡会会則

- 第1条 本会は関西誠鏡会と称し、関西地区及びその周辺在住の福岡県立八幡中学校及び福岡県立八幡高等学校卒業生で組織する。
- 第2条 本会は会員相互の連絡・親睦をはかり、教養の向上に努めるとともに、母校の振興に協力することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために必要な行事を行う。
- 第4条 本会に次に役員及び各期代表幹事を置く。
- | | | |
|------|---------|-----|
| (役員) | 会長 | 1名 |
| | 副会長 | 2名 |
| | 顧問 | 若干名 |
| | 事務局長 | 1名 |
| | 理事 | 若干名 |
| | 会計 | 1名 |
| | 会計監査 | 1名 |
| | 事務局員 | 若干名 |
| | 企画・広報部長 | 1名 |
| | 企画・広報部員 | 若干名 |
- (各期代表幹事) 各期ごとに若干名
- 第5条 本役員は役員会において通常会員の中から選出し、総会において承認する。
各期代表幹事は通常会員の中から卒業年次ごとに選出された若干名とし、役員会等と各期会員との相互連絡の核となる。理事との重複を妨げない。
- 第6条 役員任期は原則2年とするが、再任を妨げない。
各期代表幹事の任期は特に定めを行わず、登録・変更は同期会にて決定し、会長へ届けを行う。(役員会への理事欠席の場合の同期生への代理出席の項を消去)
- 第7条 本会に次の会議を置く。
1. 総会 定期総会は原則として年1回会長が招集して開催する。
会長が必要と認める場合は臨時総会を開催する。
 2. 役員会 会長が必要に応じて招集して開催する。
 3. 定例会 原則として年4回会長が招集して開催する。
役員、各期代表幹事、総会実行委員等が出席する。
 4. 同期会 各卒業年次単位に任意で開催する。

第8条 本会の運営費用は本部交付金、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第9条 本会の運営会計年度は4月1日より翌3月31日までとする。

第10条 本会の会則の改廃、その他重要事項は、役員、各期代表幹事および会員より提案されるものとし、役員会に置いて議決し、総会に置いて承認する。
会の運営に関する事項については役員会にて提案を行い、役員会にて承認を得た後実施する。議決に係る役員会は、文書ならびに電子メールによる委任を含め、役員総数の過半数の出席により成立するものとする。役員会の議決は、役員会出席者の三分の二以上の賛成を得た場合可決とする。

第11条 役員の定義及び主たる職務

会 長： 会の運営・指導、総会及び臨時総会の開催、本部及び他支部総会への参加等、会全般の責任者。

副 会 長： 会長職務の補佐を行い、会長不在の場合、会長職を代行する。

顧 問： 誠鏡会の運営や母校支援活動に豊富な経験と高い見識（熱意）を持ち、事業計画の推進に適切な助言でサポートを行う。

事務局長： 会の運営に関する事務事項、総会議事基本事項、当番幹事との連絡調整等、事務一般を掌握し必要資料を作成する。

理 事： 年間事業、定例幹事会等主要行事に積極的に参加し、問題提起、意見具申、重要事項の協議、議決等を通じ会の中心メンバーとして運営に関与する。

会 計： 会の予算執行を統括し、適正な会計運営と予算管理を行う。出納簿や口座取り扱いなどの資料は年度末に会計監査へ報告する。

会計監査： 会の会計について、その使途、内容を監査し、総会において監査結果を報告する。

企画・広報部長： 会の運営に関する企画事項の提案、広報事項の運営・管理を統括する。

事務局員： 事務局長の補佐及び会主催行事のスタッフとして運営をサポートする。

企画・広報部員： 企画広報部長の補佐、企画及び広報のスタッフとして部の運営をサポートする。

各期代表幹事： 関西誠鏡会総会の当番幹事として活動し、もしくは同等の経験・知識を有し、当会と関西地区同期会員との連絡調整役として、会の活動をサポートする。

付則 昭和51年実施、

平成 7年 6月 全面改正

平成10年 6月 一部改正

平成17年 6月 一部改正

平成20年 6月 一部改正

平成 2 2 年 6 月 一部改正
平成 2 4 年 6 月 一部改正
平成 3 0 年 6 月 一部改正